

第 6 期雄武町総合計画（後期基本計画）

策定基本方針(案)



- 1 総合計画策定の背景・根拠
- 2 総合計画策定の趣旨・視点
- 3 総合計画策定スケジュール

令和 3 年 6 月

雄 武 町

1 総合計画策定の背景・根拠

① 地方自治法と総合計画

昭和 44 年の地方自治法の一部改正により、市町村が長期の総合計画を策定する場合、その基本構想を定めることを義務付け、議会での議決を得ることが要件となりました。

しかし、地方分権の推進等を背景に平成 23 年に地方自治法が一部改正となり、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。

② 雄武町における総合計画の策定根拠

総合計画は、従来から町の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、まちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきものであり、また、議会の議決を経ることで、町全体の総意により策定されたものであることを公的に示すためにも必要なものと判断し、本町では平成 28 年 3 月に総合計画策定条例を新たに定め、これを根拠として第 6 期総合計画を策定したところです。

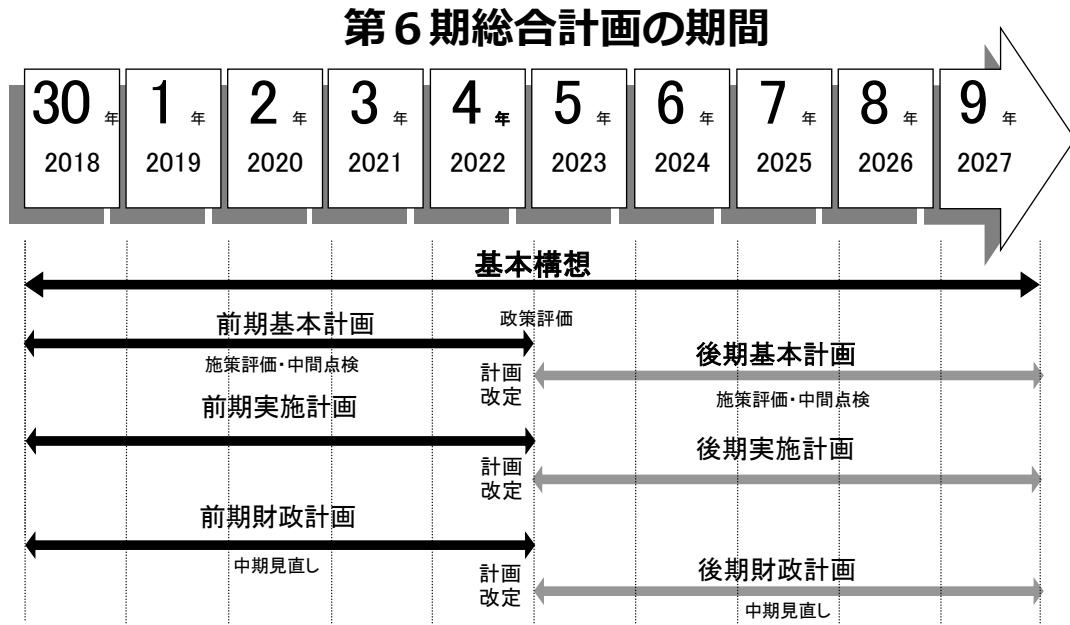
③ これまでの雄武町総合計画

雄武町ではこれまで、全 6 期にわたる総合計画によりまちづくりを推進しており、第 6 期の後期 5 箇年計画の策定に着手します。

計 画 名	計画期間	将 来 像
第 1 期総合計画 第 2 期総合計画 第 3 期総合計画	昭和 46 年度 ～ 平成 9 年度	『人間性豊かなオホーツク圏 生産都市の建設をめざして』
第 4 期総合計画	平成 10 年度 ～ 平成 19 年度	『味わいとやさしさに彩られた オホーツクの輝き拠点・雄武』
第 5 期総合計画	平成 20 年度 ～ 平成 29 年度	『変革と創造に挑むまち・雄武』
第 6 期総合計画 (現在推進中)	平成 30 年度 ～ 令和 9 年度	『～郷土愛で築く～ 次世代へ躍進するまち・雄武』

④ 第6期雄武町総合計画の期間及び構成

第6期雄武町総合計画は平成30年度から令和9年度までとし、条例において、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる町政の最上位計画と位置づけ、「基本構想」「基本計画」「実施計画」「財政計画」の構成で策定しています。



区 分	内 容
基本構想 (10 年間)	雄武町における町政の最高理念であり、施策の大綱と基本的な目標を示します。
基本計画 (前期 5 年間) (後期 5 年間)	町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示します。
実施計画 (前期 5 年間) (後期 5 年間)	町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示します。
財政計画 (前期 5 年間) (後期 5 年間)	実施計画に示した事業を着実に実施するため、具体的な財政収支見込みを示します。

2 総合計画策定の趣旨・視点

① 策定の趣旨

現在、本町では平成 30 年度を始期とする「第 6 期雄武町総合計画基本構想」をベースに、「前期基本計画」などに基づいてまちづくりを進めています。

この間、「地域産業の振興と雇用の創出」「保健・医療・福祉の充実」「教育・文化の振興と拠点づくり」「生活環境・生活基盤の充実」「協働によるまちづくりの推進」、以上 5 つの政策目標を掲げ、ハードとソフトの両面から地域力の向上に取組み、行財政改革、財政健全化に努めてきたところです。

一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行をはじめ、国内外において社会情勢は急激に変化しています。このため、前期基本計画の期間満了に伴い、各分野の政策課題や諸情勢に対応した施策・事業を推進することが必要となっており、策定審議会による意見交換及び計画案の審議、まちづくりアンケートの結果や行政評価における検証等を踏まえながら、「後期基本計画」を策定します。

② 策定の視点

（１）社会動向の的確な反映

第 6 期雄武町総合計画のスタートから 4 年となる今日、国内・国際情勢、本町内における情勢も急速に変化しており、先の見えない時代とも言われる中、最新の動向を反映した計画づくりに努めます。

（２）町民と行政の協働による計画の策定

【町民の多様な参画手法】

まちづくりアンケートや政策公募制度、自治会長会議など、多様な参画手法によって、町民の意見反映に努めます。

【雄武町総合計画策定審議会】

町民参画の代表的手法として、有識者による策定審議会を設置します。審議会の委員は、町内主要団体の推薦等による有識者や公募委員によって 30 名以内で組織し、町長からの諮問に応じて計画策定に必要な調査や審議を行うなど計画づくりの中枢を担い、最終的に取りまとめた計画案を町長に答申します。

【雄武町議会】

総合計画の策定にあたっては、町の条例により議会の議決を得る必要があります。町民の代表機関である議会の議決を得ることで、総合計画が町民の総意で策定されることになります。

【雄武町総合計画策定推進本部】

町長や行政職員も雄武町民であり、役場庁内の計画策定推進組織として、町長を本部長とする策定推進本部を設置し、基本計画の骨子案、各種事業の実施計画、財政計画などを取りまとめます。

また、町内の主要団体に対するヒアリングを行い、各業界の課題や施策ニーズの的確な把握に努めます。

（３）行政評価による進捗管理

300 を超える政策事業を対象に、毎年ローリング（見直し）作業や行政評価を行うシステムを構築・確立し、計画的な事業推進と健全な財政運営に一定の成果が得られているところですが、今後においても長期的政策の大きな舵取りや、町民ニーズを反映した施策・事業の成果をさらに高めていくには、行政評価における指標の適正化や PDCA サイクルの徹底、予算との連動を継続し、進捗管理を徹底することで効果的かつ健全な財政運営を推進していきます。

3 総合計画策定スケジュール

第6期雄武町総合計画後期基本計画は、令和5年度が開始年であることから、令和5年3月の議決をめざし、下記のスケジュールで策定事務・作業を進めていきます。

【審議会】

第1回	令和4年 6月	計画策定諮問、会長選任、策定方針案等
第2回	令和4年 8月	まちづくりアンケート調査結果、前期基本計画推進状況
第3回	令和4年 10月	後期基本計画案、後期実施計画案、後期財政計画案
第4回	令和4年 11月	後期基本計画審議会答申案決定

【専門部会】

第1回	令和4年 9月	前期基本計画推進状況（1回目）
第2回	令和4年 9月	前期基本計画推進状況（2回目）
第3回	令和4年 10月	後期基本計画案
第4回	令和4年 10月	後期基本計画案、後期実施計画案 ※新規等主要事業説明予定
第5回	令和4年 11月	後期基本計画案、後期実施計画案、答申書付帯意見